志佐川における遊漁者のみなさまへ

日頃より志佐川における水産動物の採捕につきまして、ご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、資源の減少が懸念されているニホンウナギについて、産卵に向かう「下りウナギ」の保護が全国的に取り組まれております。

そのため、ウナギの資源管理強化に向け、採捕の制限など、今後、以下の　とおり管理を強化してまいりますので、お知らせいたします。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

**１．ウナギの採捕期間の短縮について**

現在、志佐川内水面振興協議会採捕規程により、ウナギの採捕期間に　　ついては、６月１日から翌年４月３０日までとしておりますが、令和元年度から当面の間は、６月１日から１１月３０日までを採捕期間とし、１２月１日から５月３１日までが禁漁期間とさせていただいております。

**２．下りウナギの再放流について**

　下りウナギ（銀ウナギ）を採捕された場合は、再放流に努めていただきますようお願いいたします。

令和2年5月

志佐川内水面振興協議会